

平成23年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成23年3月9日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第2号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第10号	平成22年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）
日程第 6	議案第11号	平成22年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第12号	平成22年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第13号	平成22年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第14号	平成22年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第15号	平成22年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第16号	平成22年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
日程第12		平成23年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第13	議案第17号	豊頃町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
日程第14	議案第18号	豊頃町課設置条例等の一部改正について
日程第15	議案第19号	豊頃町外通勤者助成金交付条例の制定について
日程第16	議案第20号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第21号	豊頃町はるにれ友遊館条例の制定について
日程第18	議案第22号	豊頃町営土地改良事業分担金徴収条例の制定について
日程第19	議案第23号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第20	議案第24号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第21	同意第1号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任

◎出席議員（9名）

1番	藤田博規君	2番	松崎政利君
3番	菅谷誠君	4番	森一彦君
5番	大崎英樹君	6番	大谷友則君
7番	長谷川勝夫君	8番	津久井精一君
9番	小野木英毅君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	前川啓一君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
企画課長	佐藤潤君
住民課長	柄崎明久君
福祉課長	吉村進君
産業課長	金川正次君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	高倉明君
農業委員会事務局長	友重誠一君
教育委員会教育課長	山本芳博君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局長	和田宏樹君
庶務係長	渡辺良英君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成23年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
和田事務局長。

- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員より、平成22年12月から平成23年3月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書はお手元に配付のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思いません。

以上です。

- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。

- 宮口町長 第1回定例会行政報告を申し上げます。

初めに、地域活性化交付金（きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金）についてであります。

本交付金は、経済情勢の悪化による国の緊急総合経済対策として「新成長戦略実現に向けたステップ2」が創設され、地方公共団体が地域の活性化等に積極的に取り組む事業に要する費用に対し、速やかかつ着実な実施を目的として、国の平成22年度第1次補正予算により交付されるものであります。

本事業は、あらかじめ定められた国庫補助事業の補助裏（地方負担分）と平成22年10月8日以降に地方公共団体の予算に計上された地方単独事業が対象となります。

本町に対しては、きめ細かな交付金として8,647万7,000円を、住民生活に光をそそぐ交付金として1,520万1,000円を、総額1億167万8,000円をそれぞれ上限として交付される予定であります。

以上のことから、平成22年度予算に計上された2事業、907万7,000円と第1回臨時会に

において緊急雇用対策として補正予算の議決をいただきました河川の維持補修工事費3事業、1,300万円については既に発注したところであります。

さらに、本定例会において、町道維持補修工事や図書館システム更新工事、農林水産業及び商工業の振興などを目的として11事業、9,791万9,000円、総額1億1,999万6,000円を補正予算として提案させていただき、4月以降に執行を予定しておりますが、工事発注や補助金交付金の事務作業を速やかに行い、本町の基幹産業である第一次産業の振興と商工業の活性化に努めてまいります。

次に、情報通信基盤整備事業についてであります。

本事業の進捗状況については、現在、電柱の新設工事及び光ケーブル敷設工事がほぼ完了し、光ケーブルの接続工事及び地上デジタルテレビ放送難視聴世帯等の宅内側工事を中心に行っているところであり、本事業に関するすべての工事を3月17日までに完了する予定であります。

なお、3月1日以降、宅内側工事が完了した世帯等から、順次試験放送によりテレビ放送が視聴可能となっております。

また、本工事完了後に電気通信事業者により提供を予定している光ブロードバンドサービス事業につきましては、3月25日から提供開始を目指して準備を進めているところであり、事前に申し込みいただいております皆様につきましては、3月25日から順次接続を行い、早期の開通を行うべく調整しているところであります。

次に、十勝環境複合事務組合一般廃棄物最終処分場の完成についてであります。

十勝環境複合事務組合が池田町美加登地区において、平成20年度から建設を進めておりました一般廃棄物最終処分場「うめーるセンター美加登」につきましては、工事がおおむね完了し、3月26日に完成式が行われ、4月1日から供用が開始される運びとなりました。

本処分場は、建設費35億7,000万円、床面積約3万平方メートル、25万2,000立方メートルの廃棄物を埋め立てられる日本で最大の被覆型最終処分場であります。

そのほか、附属施設として、地下水や雨水の集排水施設、地下水モニタリング設備、埋め立てガス処理施設、電気式漏水検知システムなどを備えております。

主な埋め立て対象物は、十勝環境複合事務組合が運営する一般廃棄物焼却施設「くりりんセンター」から排出される灰などの焼却残渣や破碎不適物、破碎残渣などの不燃物及び固形プラスチックや圧縮物などとなっており、15年間の埋め立て期間を計画しております。

現在使用しているチンネルの最終処分場につきましては、平成23年度に実施計画、平成24年度から25年度に覆土工事、その後、最短2年間で安定化等を確認し、平成28年度に廃止実施計画を策定の上、平成29年度から30年度に廃止工事を行う予定であります。

なお、これらにかかる全体事業費は、11億5,000万円を予定しております。

以上、行政報告といたします。

●小野木議長 これにて、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番藤田博規議員及び2番松崎政利議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、3月17日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第1号

議会運営委員会所掌事務調査結果報告書

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 調査事件

(1) 平成23年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

2. 調査期日

平成23年3月3日

3. 調査の経過

(1) 平成23年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

平成23年3月2日招集告示のあった平成23年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月3日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

また、本会議において新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定(質疑回数制限)を適用しない旨を会議に諮るとともに、審議が2日目で終了した場合は、3日目を休会することとした。

4. 調査の結果

(1) 平成23年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

ア 会期及び会期日程等については、3月17日を会期最終日とすることとして日程を

調整した。

イ 一般質問の通告期限は、3月9日午後5時とした。

ウ 陳情書の取り扱いについては、平成22年第4回定例会閉会後に受理したものは3件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるべきものとした。

エ 同意案第1号固定資産評価審査委員会委員の選任については、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易採決することとした。

オ 意見書案作成のための産業厚生常任委員会開催については、定例会初日の3月9日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第2号

●小野木議長 日程第4 委員会報告第2号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 委員会報告第2号

産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 調査事件

(1) 豊頃町高齢者保健福祉及び介護保険事業第4期計画の進捗状況と今後の見込みについて

2. 調査の方法

資料による検討及び説明聴取

3. 調査期日

平成23年1月24日

4. 調査の経過と結果

本町では高齢化が進行しており、高齢者福祉施策の展開が重要な課題となっている。介護現場においては入所待機者が多く、その解消が急がれるところであり、その対策の一環として平成24年度に地域密着型特別養護老人ホーム(29床)が新設される予定となっている。この施設が設置された場合、本町介護保険事業の介護サービス量が増加することになり、第1号被保険者の保険料の上昇という形で町民に影響を与えることになる。このことから、本

町の高齢者保健福祉及び介護保険事業第4期計画のこれまでの進捗状況と今後の見込みについて調査を行った。

(1) 第4期計画（計画期間：平成21年度から平成23年度まで）の進捗状況

ア 標準給付費及び保険事業の財源の状況について

標準給付費見込額及び介護保険料において、計画時の合計額と今後の推移見込額合計額との差異が認められた。標準給付費見込額については、計画時の8億4,903万円に対して、見込額は8億7,757万円となっている。これは、居宅サービスの給付費が増加したことによるものであった。

また、介護保険料については、計画時の1億5,007万円に対して、見込額は1億3,987万円となっている。これは、介護保険料軽減措置対象者が計画時よりも増加したことによるものであった。

上記のように歳出の増加と歳入の減少に対処するため、当初予定していた基金繰入額646万円を869万円に増額し、今計画期間中、対応する予定としている。

イ 介護保険料の推移について

(グラフ中、点線は豊頃町分、実線は他市町村分を表す。)

十勝管内各市町村の保険料月額推移はグラフに示したとおりであり、本町の保険料は各期において管内の平均的な保険料月額の設定となっていた。

また、本町の第1期計画からの保険料月額の推移は、

- ・第1期計画（平成12年度から平成14年度まで）月額3,317円
- ・第2期計画（平成15年度から平成17年度まで）月額3,400円
- ・第3期計画（平成18年度から平成20年度まで）月額3,659円
- ・第4期計画（平成21年度から平成23年度まで）月額3,592円

となっている。第4期計画では、経済情勢を鑑み介護給付費準備期均等を取崩すことで、前期計画よりも低く保険料月額が設定されていた。

(2) 今後の見込み

ア 国が検討している介護保険料水準について

国では、今後、待機者が相当数増加すると予想するなか、ユニット型個室の居住費の軽減や介護職員の処遇改善等の対策も併せて検討しており、次期第5期計画中（計画期間：平成24年度から平成26年度まで）の介護保険料の上昇は避けられない状況にあるとしている。国の介護保険料の予測では、介護保険料の上昇を抑制するための軽減措置を講じるものの、現在の全国平均介護保険料4,160円が5,000円程度まで上昇するとの試算が出されている。

イ 本町の介護サービス量増加に伴う影響について

介護サービス量の増加は介護保険料の上昇に繋がるもので、地域密着型特別養護老人ホーム新設に伴う保険料の上昇を試算すると、月額約1,600円となった。実際の保険料算定においては、制度改正等その他の状況も考慮しなければならないため、このような上昇になるかは、まだ不透明なところもあるが、次期計画中の保険料の上昇は避けら

れない状況にある。

上記のとおり、国における保険料の検討状況や本町の介護サービス量の変化から、町民への負担増は論を待たない状況にあり、町としては次期計画期間中、保険料の上昇を抑制するために、介護給付費準備基金の取り崩しも必要となってくるとしている。

また、施設新設予定地区には、将来的には特別養護老人ホームの移転予定があり、さらに既設の医療機関、社会福祉団体、町民の健康増進施設なども整備されている地区であることから、同地区を福祉ゾーンと位置づけ、高齢者等の福祉施策の展開を行う構想があるとのことであった。

(3) 調査の結果

ア 介護保険料について

高齢化が進行し高齢者保健福祉や介護保険事業が重要な施策となっている本町としては、入所待機者の解消は急務の課題となっている。この課題解消策は、国が地域密着型の施設整備を推進していることから、町内における施設の増床により解消する以外に方法はないものとするが、介護保険料の上昇という形で町民に影響を与えることになる。町では、介護給付費準備基金の取り崩しにより上昇を抑制していることから、町民に過度な負担増とならないよう、十分、軽減策を検討されたいとの意見が出された。

イ 総合的な福祉施策の展開について

施設新設予定地区を福祉ゾーンとして位置づけることは、本町の高齢者等の福祉施策を集中的に同地区に展開する意義ある構想であり、高齢者にとって利便性の良い環境が整うことになる。本調査では、構想に係る具体的な内容については示されなかったが、高齢化率が高い本町としては、今後の重点施策となり得るため、早期に構想を具現化し、町民に示せることを強く望むとの意見が出された。また、構想が具体的に示された段階で、本委員会としてもその内容を十分検討する必要があるとした。

以上。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は報告済みとします。

◎ 議案第10号

- 小野木議長 日程第5 議案第10号平成22年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

- 熊野総務課長 議案第10号平成22年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

本案は、地域活性化交付金事業費の計上並びに各事業の精査などによる減額及び追加補正をさせていただきます。

初めに、地域活性化交付金の計画概要について御説明をさせていただきます。

国は、緊急総合経済対策の一環として、平成22年度第1次補正予算において、地域活性化交付金、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を創設したところであります。本町においても、これら事業に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

別紙配付の予算説明書、平成22年度補正予算をごらん願いたいと思います。

事業概要、まず、地域活性化交付金事業、きめ細かな交付金について御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費において、はるにれ友遊館外構等整備335万3,000円、5款農林水産業費、1項農業費において、農業体験住宅建設事業4,538万2,000円、同じく5款農林水産業費、4項水産業費において、沿岸漁業構造改善事業1,200万円。本事業については、事業主体の天津漁業協同組合に対し補助するものであります。第7款土木費、2項道路橋梁費において、茂岩東1条通り舗装改修工事など6件2,940万円、合わせて9,013万5,000円となります。

次のページをお開き願います。光をそそぐ交付金について御説明申し上げます。

6款商工費、1項商工費において、プレミアム付き特別商品券発行事業387万2,000円。本事業主体は、豊頃町商工会に対し補助するものであります。9款教育費、4項社会教育費において、図書館情報システム導入事業391万2,000円、これら合わせて778万4,000円となります。

これらの事業費の合計は9,791万9,000円となり、全事業とも平成22年度繰越明許費において事業を施行することとし、一般会計に計上するものであります。

なお、本工期に係る既に予算計上されている分と合わせて、総事業費1億1,999万6,000円となります。施行期日については、それぞれ添付しておりますのでご参照願いたいと思います。

詳細については、予算審議をしていただく際に、それぞれ担当課長から御説明申し上げます。

次に、一般会計補正予算書について御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億259万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,554万4,000円と定めるものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。21ページをお開き願います。

議会費から34万8,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費、基金積立金1億132万3,000円を追加、5目地方振興費から町功労者表彰費及び開町130年記念事業費を精査し135万7,000円を減額、7目企画費から市街地活性化対策事業費154万8,000円を減額し、地域活性化交付金事業として、はるにれ友遊館外構工事請負費など353万3,000円を追加するなど、これら合わせて9,940万8,000円を追加するものであります。次に、2項徴税费から45万円を減額、3項戸籍住民基本台帳費から32万4,000円を減額、4項選挙費から43万5,000円を減額。

次に、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉費から豊頃町社会福祉協議会運営費補助金などの事業を精査し、社会福祉一般経費303万5,000円を減額、国民健康保健事業費繰出金516万1,000円を追加、3目老人福祉費から介護保険事業費168万4,000円を減額、6目福祉医療費から重度ひとり親家庭等医療費給付事業費290万円を減額、8目後期高齢者医療費から後期高齢者医療事業費423万4,000円を減額するなど、合わせて895万8,000円を減額。2項児童福祉費、1目保育所費において、児童福祉施設管理費104万1,000円を減額、保育所運営費123万2,000円を減額、4目児童措置費から子ども手当支給費126万1,000円を減額、合わせて369万7,000円を減額するものであります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費において、4目乳幼児等医療費から乳幼児等医療費等助成事業150万円を減額、5目清掃費から清掃一般経費201万円を減額するなど、合わせて687万8,000円を減額。2項簡易水道費において、簡易水道特別会計繰出金470万4,000円を減額。

次に、5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費から農業振興一般経費の各事業費を精査し872万9,000円を減額、地域活性化交付金事業として農業体験住宅建設事業に係る経費4,538万2,000円を追加、4目道営事業費から道営担い手支援型畑地帯総合整備事業負担金385万円を減額するなど、これら合わせて3,166万円を追加。2項畜産業費から215万3,000円を減額、3項林業費から44万8,000円を減額、4項水産業費に地域活性化交付金事業として沿岸漁業構造改善事業費1,200万円を追加するなど、合わせて1,131万円を追加するものであります。

次に、6款商工費において、1項商工費、商工業一般経費115万円を減額、地域活性化交付金事業としてプレミアム付特別商品券発行事業補助金387万2,000円を、物産直売所新築工事請負費2,800万円を追加するなど、合わせて3,036万2,000円を追加する。

7款土木費、2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に地域活性化交付金事業として、茂岩東1条通り舗装改修工事などの工事請負費2,940万円を追加、2目除雪費170万円を追加、3目国庫補助道路整備費、社会資本整備総合交付金事業費3,144万3,000円を追加するなど、合わせて6,222万9,000円を追加。3項住宅費から9,000円を減額、4項河川費から49万4,000円を減額、5項施設費から118万8,000円を減額、6項公共下水道費から公共下水道特別会計繰出金276万6,000円を減額。

8款消防費から109万円を減額、2項災害対策費から130万円を減額。

次に、9款教育費、1項教育総務費から18万8,000円を減額、2項小学校費に93万2,000円を追加、3項中学校費に74万2,000円を追加、4項社会教育費において、3目図書館費に地域活性化交付金事業として、図書館情報システム備品購入費を391万2,000円を追加するなど、合わせて183万8,000円を追加。5項保健体育費に53万7,000円を追加。

11款公債費から100万円を減額。

以上が、歳出に係る補正の内容であります。

これら歳出に伴う歳入について、11ページをごらん願います。

1款町税、1項町民税700万円を追加。

9 款地方交付税に 3,515 万 6,000 円を追加。

1 1 款分担金及び負担金、1 項負担金から道営負担事業農業費分担金 388 万円を減額。2 項負担金 46 万 5,000 円を追加。

1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料において、6 目土木使用料に町営住宅使用料 210 万円を追加するなど、合わせて 284 万 6,000 円を追加。2 項手数料から 11 万 4,000 円を減額。

1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金から 151 万 5,000 円を減額、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金に地域活性化交付金など 8,989 万 4,000 円を追加、4 目土木費国庫補助金に社会資本整備総合補助金 1,950 万円を追加するなど、合わせて 1 億 930 万円を追加。3 項委託金に 7 万 4,000 円を追加。

1 4 款道支出金、1 項道負担金から 61 万 9,000 円を減額、2 項道補助金において、4 目農林水産業費補助金から農業費補助金 369 万 7,000 円を減額、6 目商工費補助金に北海道森林整備加速化・林業再生事業 2,500 万円を追加するなど、合わせて 2,059 万円を追加。3 項委託金から 139 万円を減額。

1 5 款財産収入、1 項財産運用収入から 7 万 3,000 円を減額、2 項財産売払収入において、1 目不動産売払収入、立木売払収入 226 万 4,000 円を、土地建物売払収入 371 万 8,000 円を追加するなど、合わせて 600 万 2,000 円を追加。

1 6 款寄附金に 90 万円を追加。

1 7 款繰入金に 27 万 2,000 円を追加。

1 9 款諸収入、4 項受託事業収入に 6 万 7,000 円を追加、5 項雑入から 72 万円を減額。

2 0 款町債、1 項町債において、1 目総務債に 540 万円を、2 目土木債 1,050 万円を、3 目民生債 480 万円を、6 目教育債 600 万円をそれぞれ追加、合わせて 2,670 万円を追加するものであります。

次に、6 ページをお開き願います。第 2 表、債務負担行為補正について御説明申し上げます。

平成 22 年度農業経営基盤強化資金利子補給の期間を、平成 22 年度から平成 28 年度までとし、限度額を 799 万 5,000 円に改める。庁舎及びえる夢館管理業務委託料の期間を平成 23 年度とし、限度額を 1,483 万 7,000 円。総合体育館管理業務委託料の期間を平成 23 年度とし、限度額 684 万 2,000 円を追加し、債務負担行為限度額の総額を 4,214 万 6,000 円から 4,939 万 5,000 円に改め定めるものであります。

次に、7 ページをお開き願います。第 3 表、地方債補正について御説明申し上げます。

過疎対策事業債の限度額を 9,150 万円から 1 億 1,820 万円に改め、地方債限度額総額を 3 億 4,039 万円から 3 億 6,709 万円に改め定めるものであります。

次に、8 ページをお開き願います。第 4 表、繰越明許費補正について御説明申し上げます。

2 款総務費、地域活性化交付金事業として、はるにれ友遊館外構等整備事業 335 万 3,000 円、5 款農林水産業費、これも同じく地域活性化交付金事業、農業体験住宅建設事業及び沿岸漁業構造改善事業、合わせて 5,738 万 2,000 円、6 款商工費、地域活性化交付金事業、プレミアム付き特別商品券発行事業 387 万 2,000 円、物産直売整備事業 2,800 万円、7 目土木費、地域活性化交付金事業、町道舗装等改修事業 2,940 万円、社会資本整備交付金事業、町道整備事

業 3,144万3,000円、9款教育費、地域活性化交付金事業、図書館情報システム導入事業 391万2,000円、繰越明許費の合計を4,600万円から2億336万2,000円に改め定めるものであります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

11ページ、1款町税。

(なし)

●小野木議長 9款地方交付税。

(なし)

●小野木議長 11款分担金及び負担金。

(なし)

●小野木議長 12款使用料及び手数料。

(なし)

●小野木議長 13款国庫支出金。

(なし)

●小野木議長 14款道支出金。

(なし)

●小野木議長 15款財産収入。

(なし)

●小野木議長 16款寄附金。

(なし)

●小野木議長 17款繰入金。

(なし)

●小野木議長 19款諸収入。

(なし)

●小野木議長 20款町債。

(なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

21ページ、1款議会費、1項議会費。

(なし)

●小野木議長 2款総務費、1項総務管理費。

(なし)

●小野木議長 2項徴税費。

(な し)

- 小野木議長 3項戸籍住民基本台帳費。

(な し)

- 小野木議長 4項選挙費。

(な し)

- 小野木議長 3款民生費、1項社会福祉費。

(な し)

- 小野木議長 2項児童福祉費。

(な し)

- 小野木議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(な し)

- 小野木議長 2項簡易水道費。

(な し)

- 小野木議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明、金川産業課長。

- 金川産業課長 説明をさせていただきます。地域活性化交付金事業の施行についてでございます。先ほどの予算説明書をごらんいただきたいと思います。

説明の第1号でございます。

農業体験住宅建設事業、この事業につきましては、農ある田舎暮らしが可能な中長期滞在者向けの菜園つき体験住宅を整備し、本町への移住定住への足がかりとして整備するものであります。

建設場所につきましては、次ページを参照いただきたいと思います。

豊頃南町分譲地内の非分譲箇所、豊頃町南町116番5及び6の2区画で、建設地の1カ所当たりの面積は825平方メートル、250坪であります。

事業内容として、体験住宅の整備2棟2戸、2棟で約200平方メートル、60坪程度で建設金額3,400万円。外構工事といたしましては、取り付け舗装、車庫、物置等の設置等で300万円。備品、消耗品として、テレビ、冷蔵庫等、生活に最低限必要なもの、あわせて菜園管理に必要なものの整備430万円。家庭菜園整備、おおむね800平方メートル170万円。設計提案及び設計委託、建築確認手数料で238万2,000円、合計4,538万2,000円で、工事の発注方法は指名競争入札で行います。

なお、事業期間につきましては、23年度の早い時期に設計提案を実施し、その後、設計委託、本工事を実施いたしまして、完成は23年冬になる見込みでありまして、体験者の入居につきましては24年度からを見込んでおります。

23年度、建設と並行いたしまして、情報発信のため現在道内88市町村が参加している北海道移住促進協議会への参加、管内では14市町村が参加をしております。及び北海道庁が管理しておりますサイトでありまして、118市町村が情報提供しております北の大地への移住情報など、そこで立ち上げていますホームページ上に情報発信をしまいたいというふうに思っております。

これらの内容につきましては、23年度中に検討し情報発信をし、体験者の募集等を行ってまい

りたいと思います。

なお、この施設の運営等につきましては、管内で、先ほどいいましたように、14並びに15市町村がこのようなサイトを立ち上げたり、それから住宅をつくられておりますので、管内等多くの先進事例等を調査をさせていただきまして、あわせて検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

●小野木議長 説明が終わりました。質疑を受けます。

質疑はありませんか。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 募集方法もよくわかったのですけれども、こういうことをやっている町村が非常にふえてきて、地域間競争というものになりかねないというふうに思っております。それを勝ち抜いていくには、この言葉にありますように、きめ細やかな対応が必要かというふうに思っておりますが、その辺はどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 おっしゃられるとおり、管内の多くの市町村、それから道内の多くの市町村でこのような形で取り組んでおります。このホームページ上では、対応窓口、それから町の生活情報、そしてイベント、それら移住希望者に対する優遇政策等もそれぞれホームページ上に掲載する予定になっております。その町それぞれの特色があると思いますし、23年度中に豊頃町ならではの魅力あるものも掲載をしていかなければならないというふうに思っておりますし、いろいろホームページ上で拝見をさせていただいていますと、やはり対応窓口がいかにかきめ細やかにやられているかというところも一つあるかなというふうに思っておりますので、それらを十分検討させていただきたいというふうに思っております。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 人と人の対応ということが一番重要になってくるというふうに思っています。そういった意味で、窓口の担当者のそういった姿勢が重要になっておりますので、そのことについてどのようにお考えかをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 過去にも移住希望者の方、それぞれお迎えをさせていただいたというところもございます。やはり移住者の方の考え方もさまざまでございます。それらの考え方を十分酌み取る、それから、日ごろのおつき合いですとか、ただ入れただけというところについては、それぞれ感想等ではやはり寂しかったというところもございますので、そういうおつき合い、そして今後、住んでいただきたいというようなものについて十分考えさせていただきたいなというふうに思っております。

●小野木議長 先に進みます。

2項畜産業費。

(な し)

●小野木議長 3項林業費。

(な し)

- 小野木議長 4 項水産業費。

(な し)

- 小野木議長 6 款商工費、1 項商工費。

説明 2 号、佐藤企画課長。

- 佐藤企画課長 予算説明第 2 号について御説明を申し上げます。

物産直売所新築工事の施工についてということでございます。

平成 22 年度において、次のとおり物産直売所新築工事を施工することとして、一般会計第 6 款商工費に計上しているものであります。

本件は、平成 22 年度森林整備加速化・林業再生事業の補助金 2,500 万円の交付を受け、平成 23 年度に繰り越して事業を実施しようとするものであります。

記といたしまして、工事概要、工事名、物産直売所新築工事。工事内容といたしまして、木造平屋建て 185 平方メートル、約 56 坪。工事予算であります、2,800 万円。先ほど申し上げましたとおり、そのうち 2,500 万円につきましては、林業関係の補助金ということで予定をしております。

備考にありますとおり、本事業は、繰り返しますが、平成 22 年度事業を翌年度に繰り越して、23 年度で実施しようとするものであります。

対図番号 1 ページをごらんいただきたいと思っております。上段の図につきましては、現在の物産直売所の位置をあらわしております。下段につきましては、奥行き 3,64 メートルの下屋部分を含め、間口 14.56 メートル、奥行き 12.74 メートル、合計で面積 185 平方メートルの木造平屋を計画しております。各種販売部門の拡大、下屋及び屋根つきのイベントスペースとしてさらなる集客を呼び、売上げの拡大と豊頃町における物産販売のアンテナショップとしての役割を担う施設として、さらに運営の拡大を図りたいというものであります。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いをしたいと思います。

- 小野木議長 質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 先に進みます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費。

説明 3 号及び 4 号、渡部施設課長。

- 渡部施設課長 説明第 3 号地域活性化交付金事業、きめ細かな交付金、町道舗装等改修事業について説明いたします。

工事箇所につきましては、別に施工位置図を添付しておりますので参照していただきたいと思っております。

予算説明書の 1 ページ目をごらんください。

舗装改修事業ですが、全部で 6 路線あります。1 件目が茂岩東 1 条通り舗装改修工事、舗装 290 メートル、幅員 5.5 メートル、予算額は 470 万円です。茂岩高台線舗装改修工事、舗装延長 5

00メートル、幅員5.5メートル、予算額は600万円です。下牛首別線舗装改修工事、舗装延長300メートル、幅員は5.5メートル、予算額は500万円です。二宮第二幹線路肩改修工事、路盤の改修ですが延長400メートル、幅員1.1メートル、予算額は270万円です。旅来長節線舗装改修工事、舗装延長400メートル、幅員5.5メートル、予算額は600万円です。大津中央通り舗装改修工事、舗装延長300メートル、幅員5.5メートル、予算額は500万円です。6路線合わせまして、予算額が2,940万円です。

これら6路線につきましては、いずれも繰越明許費として4月以降に工事を行うこととして予定しております。契約の方法につきましては、いずれも指名競争入札により行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、説明第4号町道整備工事の施工について御説明いたします。

このたび、国の経済対策に伴いまして追加執行取りまとめがありまして、事業促進を図るため事業費の追加を要望したところ、国に認められたことにより補正予算を計上するものであります。

工事箇所につきましては、別に施工位置図を添付しておりますので参照していただきたいと思えます。

工事概要について説明いたします。対図番号1ページ、北栄幹線改良舗装工事、工事予算額は1,550万円、工事内容は改良延長140メートル、幅員5.5メートルであります。

対図番号2ページ、二宮第1号支線改良舗装工事、工事予算額は1,500万円、工事内容は改良延長130メートル、幅員4メートルであります。

これら2件は、いずれも繰越明許費として新年度に実施することで形状しております。契約の方法につきましては、指名競争入札により行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 3項住宅費。

(な し)

●小野木議長 4項河川費。

(な し)

●小野木議長 5項施設費。

(な し)

●小野木議長 6項公共下水道費。

(な し)

●小野木議長 8款消防費、1項消防費。

(な し)

●小野木議長 2項災害対策費。

(な し)

●小野木議長 9款教育費、1項教育総務費。

(な し)

●小野木議長 2項小学校費。

(な し)

●小野木議長 3項中学校費。

(な し)

●小野木議長 4項社会教育費。

(な し)

●小野木議長 5項保健体育費。

(な し)

●小野木議長 11款公債費、1項公債費。

(な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページ、第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、8ページ、第4表、繰越明許費補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第11号

- 小野木議長 日程第6 議案第11号平成22年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

- 吉村福祉課長 議案第11号平成22年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,967万3,000円と定めるものであります。

このたびの主な補正は、医療費の増加に伴い、その財源を一般会計及び基金からの繰入金で充当することとし、その他の補正は予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書13ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費にシステム改修委託料12万6,000円を追加するなど、合わせて21万円を追加、2項運営協議会費から予算精査により12万円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費に一般被保険者療養給付費に1,200万円を追加し、退職被保険者等療養給付費180万円、一般被保険者療養費14万円及び審査支払手数料12万1,000円をそれぞれ減額するなど、合わせて993万9,000円を追加、2項高額療養費に一般被保険者高額療養費として40万円を追加、4項出産育児諸費から出産育児一時金210万円を減額するなど、合わせて210万1,000円を減額、5項葬祭諸費に葬祭費として2万円を追加。

3款後期高齢者支援金等に、後期高齢者支援金として12万8,000円を追加。

4款前期高齢者納付金等から、前期高齢者納付金7,000円を減額。

5款老人保険拠出金から、老人保険事務費拠出金5,000円を減額。

6款介護給付金から、介護給付費納付金10万8,000円を減額。

7款同事業拠出金から、高額医療費拠出金97万7,000円、保険財政共同安定化事業拠出金219万6,000円をそれぞれ減額し、合わせて317万3,000円を減額。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費から予算精査により7万2,000円を減額、2項保健事業費から予算精査により7万3,000円を減額。

9款基金積立金から、基金積立金18万1,000円を減額。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に、平成21年度国庫負担金等精算返還金として5万4,000円を追加、3項一般会計繰出金に一般会計繰出金として27万2,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源として、8ページ歳入をごらんいただきたいと思います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税に78万1,000円を追加。2目退職被保険者等国民健康保険税に29万7,000円を追加するなど、合わせて107万8,000円を追加。

3款国庫支出金、1項国庫負担金に、療養給付費等負担金に144万3,000円を追加し、高額療養費共同事業負担金から24万5,000円を減額、特定健康診査等負担金から2万6,000円を減額するなど、合わせて117万2,000円を追加。2項国庫補助金から、財政調整交付金から3,349万3,000円、介護従事者処遇改善特例交付金から24万3,000円、出産育児一時金補助金から10万円をそれぞれ減額し、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として5万4,000円を追加するなど、合わせて3,378万2,000円を減額。

4款療養給付費交付金から、療養給付費交付金367万2,000円を減額するなど、合わせて334万6,000円を減額。

5款前期高齢者交付金に、前期高齢者交付金として13万7,000円を追加。

6款道支出金、1項道負担金から高額療養費共同事業負担金24万5,000円を減額するなど、合わせて27万1,000円を減額、2項道補助金から財政調整交付金429万3,000円を減額。

7款共同事業交付金に、保険財政共同安定化事業交付金として2,003万7,000円を追加するなど、合わせて2,602万7,000円を追加。

8款財産収入から、基金積立金利子18万1,000円を減額。

9款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金として516万1,000円を追加、2項基金繰入金に基金繰入金として1,100万円を追加。

11款諸収入に、療養給付費等第三者納付金63万5,000円、療養給付費等返還金39万9,000円及び平成20年度老人保健医療費拠出金精算金144万5,000円を追加するなど、合わせて248万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページ、1款国民健康保険税。

(な し)

●小野木議長 3款国庫支出金。

(な し)

●小野木議長 4款療養給付費交付金。

(な し)

●小野木議長 5款前期高齢者交付金。

(な し)

●小野木議長 6款道支出金。

(な し)

●小野木議長 7款共同事業交付金。

(な し)

●小野木議長 8款財産収入。

(な し)

- 小野木議長 9 款繰入金。
(な し)
- 小野木議長 1 1 款諸収入。
(な し)
- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
1 3 ページ、1 款総務費。
(な し)
- 小野木議長 2 款保険給付費。
(な し)
- 小野木議長 3 款後期高齢者支援金等。
(な し)
- 小野木議長 4 款前期高齢者納付金等。
(な し)
- 小野木議長 5 款老人保健拠出金。
(な し)
- 小野木議長 6 款介護納付金。
(な し)
- 小野木議長 7 款共同事業拠出金。
(な し)
- 小野木議長 8 款保健事業費。
(な し)
- 小野木議長 9 款基金積立金。
(な し)
- 小野木議長 1 0 款諸支出金。
(な し)
- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(な し)
- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

●小野木議長 日程第7 議案第12号平成22年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

●吉村福祉課長 議案第12号平成22年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ698万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,021万6,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴う補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書10ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費から、認定審査会共同設置負担金13万5,000円を減額するなど、合わせて8万4,000円を減額。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費に160万円を追加、2目地域密着型介護サービス給付費に40万円を追加、3目施設介護サービス給付費から770万円を減額、6目居宅介護サービス計画給付費に40万円を追加するなど、合わせて530万円を減額。2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費から30万円を減額、2目地域密着型介護予防サービス給付費から90万円を減額、3目介護予防福祉用具購入費に4万円を追加、5目介護予防サービス計画給付費から8万円を減額するなど、合わせて124万円を減額。3項その他諸費に審査支払手数料として2万円を追加。4項高額介護サービス等費から介護サービス費9万円を減額、5項高額医療合算介護サービス等費に介護サービス費として40万円を追加。6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費から40万円を減額、2目特定入所者介護予防サービス費から7万円を減額するなど、合わせて47万円減額。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費から予算精査により11万7,000円を減額。2項包括的支援事業・任意事業費から予算精査により6万2,000円を減額。

4款基金積立金から基金積立金4万6,000円を減額するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をごらんください。

1款介護保険料に現年度分4万6,000円を追加するなど、合わせて5万9,000円を追加。

2款使用料及び手数料から、介護予防サービス計画手数料16万9,000円を減額。

3款国庫支出金、1項国庫負担金から介護給付費負担金153万9,000円を減額、2項国庫補

助金に介護給付費調整交付金として232万9,000円を追加するなど、合わせて230万1,000円を追加。

4款道支出金、1項道負担金から介護給付費負担金265万5,000円を減額、2項道補助金から地域支援事業交付金1万4,000円を減額するなど、合わせて1万3,000円を減額。

5款支払基金交付金から、介護給付費交付金329万9,000円を減額するなど、合わせて333万4,000円を減額。

6款財産収入から、基金積立金利子4万6,000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金から一般会計繰入金として176万8,000円を減額、2項基金繰入金に介護給付費準備基金繰入金として17万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、1款介護保険料。

(なし)

●小野木議長 2款使用料及び手数料。

(なし)

●小野木議長 3款国庫支出金。

(なし)

●小野木議長 4款道支出金。

(なし)

●小野木議長 5款支払基金交付金。

(なし)

●小野木議長 6款財産収入。

(なし)

●小野木議長 7款繰入金。

(なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

10ページ、1款総務費。

(なし)

●小野木議長 2款保険給付費。

(なし)

●小野木議長 3款地域支援事業費。

(なし)

- 小野木議長 4款基金積立金。

(な し)

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

- 小野木議長 日程第8 議案第13号平成22年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

- 吉村福祉課長 議案第13号平成22年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,823万円と定めるものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書7ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から予算精査により3万7,000円を減額。2項徴収費から予算精査により1万円を減額。

2款後期高齢者医療広域連合納付金に保険料等負担金として266万4,000円を追加するなど、合わせて255万3,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をごらんください。

1款後期高齢者医療保険料に、現年度分として239万8,000円を追加するなど、合わせて266万4,000円を追加。

2款繰入金から事務費等繰入金15万8,000円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。
歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。
6 ページ、1 款後期高齢者医療保険料。

(な し)

- 小野木議長 2 款繰入金。

(な し)

- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ、1 款総務費。

(な し)

- 小野木議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(な し)

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 1 4 号

- 小野木議長 日程第 9 議案第 1 4 号平成 2 2 年度豊頃町医療施設特別会計補正予算 (第 1 号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村福祉課長。

- 吉村福祉課長 議案第 1 4 号平成 2 2 年度豊頃町医療施設特別会計補正予算 (第 1 号) について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ445万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,026万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、豊頃医院管理嘱託員報酬及び大津診療所及び歯科診療所診療報酬の減額など、予算の精査に伴う補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書7ページ、歳出から御説明いたします。

1款医院費から、豊頃医院管理嘱託員報酬27万4,000円を減額するなど、合わせて37万4,000円を減額。

2款診療諸費から、診療報酬100万円を減額するなど、合わせて103万円を減額。

3款歯科診療所費から、診療報酬300万円を減額するなど、合わせて305万円を減額するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をごらんください。

2款繰入金から、一般会計繰入金57万1,000円を減額。

3款繰越金に、前年度繰越金として11万7,000円を追加。

4款諸収入から、診療報酬収入400万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ、2款繰入金。

(なし)

●小野木議長 3款繰越金。

(なし)

●小野木議長 4款諸収入。

(なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページ、1款医院費。

(なし)

●小野木議長 2款診療諸費。

(なし)

●小野木議長 3款歯科診療諸費。

(なし)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

- 小野木議長 日程第10 議案第15号平成22年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

- 渡部施設課長 議案第15号平成22年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,370万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,690万円と定めるものであります。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

10ページをごらんください。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、浦幌町簡易水道分水負担金60万円減額、消費税88万5,000円減額、繰越明許費として本管移設等補償工事120万円追加など、合わせて51万5,000円を減額、2目簡易水道整備費において、水道施設更新工事の執行残などを合わせて1,318万5,000円を減額するものであります。

8ページをごらんください。

これに要する歳入では、1款使用料及び手数料、1項使用料に420万円を追加。2項手数料に3万5,000円を追加。

2款国庫支出金を184万円減額。

3款繰入金金を470万4,000円減額。

5款諸収入に繰越明許費として、本管移設等補償費94万3,000円など100万9,000円を追加。

6款町債を1,240万円減額補正するものであります。

次に4ページ、第2表、地方債の補正であります。簡易水道整備事業債の限度額6,040万円を2,400万円に改め、過疎対策事業債を新たに2,400万円借り入れし、地方債限度額総額を

6,040万円から4,800万円に改めるものであります。

続きまして5ページ、第3表、繰越明許費であります。1款総務費において本管移設等補償工事費として120万円と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページ、1款使用料及び手数料。

(な し)

●小野木議長 2款国庫支出金。

(な し)

●小野木議長 3款繰入金。

(な し)

●小野木議長 5款諸収入。

(な し)

●小野木議長 6款町債。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

10ページ、1款総務費。

(な し)

●小野木議長 次に4ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に5ページ、第3表、繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号

●小野木議長 日程第11 議案第16号平成22年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第16号平成22年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,475万6,000円と定めるものであります。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

8ページをごらんください。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費において5万6,000円を減額。2項施設管理費では公共柵設置工事の執行残など、合わせて83万8,000円を減額するものであります。

その財源としまして、7ページをごらんください。

歳入では、2款使用料及び手数料に100万円を追加。

3款繰入金では276万6,000円を減額。

4款繰越金に87万2,000円を追加補正するものであります。

次に4ページ、第2表、債務負担行為の補正でありますけれども、水洗便所改造等資金貸付事業に対する損失補償につきましては、平成22年度で借り入れする方がいなかったため、限度額110万円の全額を減額補正するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7ページ、2款使用料及び手数料。

(な し)

●小野木議長 3款繰入金。

(な し)

●小野木議長 4款繰越金。

(な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8 ページ、1 款総務費。

(な し)

●小野木議長 次に4ページ、第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

午後1時まで、昼食のため休憩します。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 平成23年度町政執行方針及び教育行政執行方針

●小野木議長 日程第12 平成23年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。

初めに、平成23年度町政執行方針について説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 平成23年度の町政執行方針を申し上げます。

1 はじめに

本町は、諸先輩の方々のおかげと惜しみない汗によって生活基盤を築かれ、今日の繁栄をもたらしているのであります。

私は、広大な大地で、厳しい自然と闘いながら、不撓不屈の開拓魂をもって偉業をなし遂げられた先人の御労苦に対し、改めて心から深く敬意と感謝を申し上げます。

このように切り開かれた、夢と希望にあふれる豊頃の地を次の世代に引き継ぐことが私たちの使命でありましょう。

これからのまちづくりについても、基本理念であります「報徳のおしえ」のもと、人と自然が調和した安らぎと温もりのある町を目指して、「町民一人ひとりが参加し協力しあって、魅力あふれるまち・豊頃」の実現に向け、町民の皆さんとともに、さまざまな取り組みを行い、次世代にしっかりと継承していく決意であります。

私は、町民の皆さんの付託を受け、町長という重責を担わせていただいてから、間もなく6年がたとうとしておりますが、この間、多くの地域に出向き、町民の方々とさまざまは対話を重ね、町政への反映に努めてまいりました。

本町においても多くの課題はありますが、行く手を阻む幾多の困難に決してひるむことなく、未来への視線を高く上げ、みずから先頭に立って町民の皆さんと手を携えながら、まちづくりの基本指針であります第4次豊頃町まちづくり総合計画の実現に積極的に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを力強く進めてまいります。

ここに、平成23年豊頃町議会第1回定例会の開会に当たり、平成23年度の町政執行への基本的な考え方を申し述べ、町議会を初め町民皆さんの一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

2 町政に臨む基本姿勢

昨今の世界的構造不況の余波を受けた社会経済情勢は大きな変貌をとげており、国内においても、政治や行政のあり方が政権交代によりさま変わりをし、我が国の目指す方向として、地域主権型社会の創造や低炭素社会の実現が掲げられるなど、私たちの暮らしを取り巻く環境に大きな変化が起こっております。

本町の置かれている状況についても、少子高齢化、商店街の空洞化、過疎化が進み、地域づくりといった面でも多くの課題に直面しております。

今、私たちに求められているのは、大きな時代のうねりに翻弄されることなく、むしろ、その波を積極的にとらえて、地域に芽吹いたさまざまな動きを大切に育てながら、官と民の新たな役割分担について、町職員はもちろん、町民一人ひとりが、新しいまちづくりを進める一員という気概を持って、みずからの問題として考え、一体となって大いに論議をして新たな軌道へと乗せていくことが重要であります。

住みなれた地域で、だれもが健康で安心して生活を営み、お互いに支え合いながら生き生きと暮らせる環境を整えていくことが、これからのまちづくりの大切な柱となるものであります。

私は、こうした時代であるからこそ、大地にしっかりと根を張りそびえ立つ大木のごとく、この急激な変革を見誤らず適切に対応し、我が町の将来に確かな展望を持ちながら、町民の皆さんとともに英知を出し合い、我が町の基幹産業である農林漁業並びに商工業のさらなる振興に努め、直面している多くの課題についても、第4次豊頃町まちづくり総合計画の実現に組み込みながら、子供から高齢者まで町民一人ひとりが安心して暮らせるまち、そして、我が町に育ったことに自信を持てるまちづくりのために全力を尽くしてまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主な施策の推進について申し上げます。

3 主要な施策の推進

(1) 快適で魅力あるまちづくり

ア 若者定住促進事業

平成22年国勢調査による本町の人口は、2月15日現在の速報で3,394人と5年前から338人減少し、さらに過疎化に伴う少子高齢化が進展した結果となりました。

この少子高齢化は、日本全体の傾向であると言えますが、本町では、平成17年の国勢調査で人口に占める65歳以上の割合が30%を超え、これらの対策としては、既に実施しております子育て支援事業など多面的な事業を展開することが必要となっているところであります。

本年度、本町に居住する若者であって、満18歳から満30歳までの町外職場へ通勤する方に対して、月5,000円の豊頃町商品券を交付し、通勤にかかる経費の一部を助成し、町外への通勤環境を改善し、若者の定住に努めてまいります。

イ 豊頃町はるにれ友遊館

茂岩市街の空き店舗、跡地を活用し、平成22年度森林整備加速化・林業再生事業の補助を受け、地域木材製品のPRを兼ねた施設として、町民の福祉活動やサークル活動、市街地における多様な活動拠点として豊頃町はるにれ友遊館（通称「ゆうゆう館」）をオープンすることになりました。

本施設は、茂岩市街の中心部に位置することから、本町のシンボルはるにれのインフォメーション機能や福祉団体（手をつなぐ親の会）が運営する喫茶スペース、織物サークル等が利用するサークルルーム、チーズづくりサークル等が利用する食品加工室、来館者に開放するオープンスペースなど幅広い利用を目的とした施設でありますので、多くの方々の御利用を望んでおります。

また、施設の清掃及び管理を福祉団体（手をつなぐ親の会）へお願いし、喫茶スペースの活動とあわせて障がい者就労支援の場として、地域の方々の御支援を期待するものであります。

ウ 公共交通の整備

昨年4月から、豊頃医院・JR豊頃駅間を民間業者に委託して本格運行しておりますコミュニティバスの利用状況は、1月までの10カ月間で2,646の方が利用され、1日平均の乗車人数も13.2人となっております。

また、大津線の町有バスについても、朝夕の利用が微増しており、いわゆる交通弱者の交通手段として定着しつつある状況にあります。

今後においても、利用者から意見等を聞きながら、より利用しやすい効率的な運行体制の充実に努めてまいります。

エ 廃棄物処理

本町の一般廃棄物処理につきましては、その基本計画に基づき、「十勝環境複合事務組合」に加盟し、中間処理及び最終処分を計画的に行っているところであります。

ごみの総排出量は、平成17年有料化以降、横ばいで推移しておりますが、今後においても適正な分別や減量に関する指導・啓発に努めながら、さらなる減量化・再資源化に取り組んでまいります。

また、昨年11月に株式会社北海道エコシスが、本町安骨地区に建設した産業廃棄物最終処分場（名称：とよころドーム処分場）の安定的な運営に協力してまいります。

オ 環境保全対策

平成14年に閉鎖した旧清掃センター焼却施設につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境汚染物質の飛散防止等の措置を講じ、厳重かつ徹底した管理を行ってまいります。

また、旧安骨最終処分場からの侵出水につきましても、定期的に水質検査を行い、今後も安全な管理に努めてまいります。

カ 葬祭場の整備

本町の葬祭場は、昭和54年1月供用開始以降32年が経過し、建物本体や火葬炉についても傷みが顕著になってきていることから、損傷箇所の修繕を随時行い、稼働期間が1年でも長くなるよう努めております。

本年度、火葬炉内セラミック一部張りかえと建物内部の天井クロス張りかえを行い、今後においても良好な施設管理に努めてまいります。

キ 住宅環境の整備

町営住宅の整備については、茂岩栄町団地の塗装改修及び内窓取り付け改修を実施し、住宅の耐久化を図り、住宅環境の整備を進めてまいります。

ク 道路の整備

主要な幹線道路及び地域の基幹的道路については、年度別事業計画に基づき改良舗装を進めているところでありますが、北栄幹線及び二宮第1号支線を継続で、牛首別1号線を新規で実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動を守るため舗装路面の補修、冬季間の除排雪など適切な維持管理をしてまいります。

ケ 水道・下水道の整備

水道事業については、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で二宮浄水場、統内ポンプ場及び湧洞配水池の施設更新を継続して実施し、良好な水道水を安定供給できるよう努めてまいります。

公共下水道については、管渠改修工事を継続して実施し、快適な生活環境を維持するため適切な管理に努めてまいります。

また、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置整備事業についても継続して実施してまいります。

(2) 豊かな資源を生かしたまちづくり

ア 農業の振興

農業については、昨年6月中旬からの異常高温によって豆類を除く農作物に大きな被害を受け、一昨年の冷湿害に続く自然災害に見舞われました。

畑作においては、本年度から水田・畑作経営所得安定対策から農業者戸別所得補償制度へと大きく転換することになっております。

新たな制度に移行することから、農業団体等と連携のもと「豊頃町農業再生協議会」を早期に設置し、制度の周知及び交付金等に係る事務を行ってまいります。

農業者戸別所得補償制度については、過去の実績により支払われる方式から、その年の収量に応じた交付金が支払われる方式に変更されることから、収量の維持増産のため、土地基盤整備をすることがさらに重要となってまいります。このため、茂岩、長節及び二宮地区においては道営事業を継続して実施するとともに、新たに礼文内地区の計画樹立を図ってまいります。

なお、緊急的に暗渠排水整備を要する箇所については、町及び農協の単独助成事業並びに国の補助事業を活用し、湿害地の解消を図ってまいります。

また、良質な土づくりについても重要なことから、農協が導入する簡易的な土壌診断機器購入費の助成を行い、農地の土壌改良を進めてまいります。

エゾシカの頭数が急激にふえたことに伴い、農作物への被害防止対策が喫緊の課題となっていることから、捕獲を強化するとともに、農地への侵入防止のため設置する電牧さくの助成をしてまいります。

畜産については、飼料など資材費が高騰し所得率が低下していることから、今年度においても家畜飼養用水緊急支援対策事業を実施してまいります。

酪農家については、災害などによる断水時でも搾乳を行えるよう、貯水タンク・ポンプ等施設の設置費用の一部を助成することとし、その対策を図ってまいります。

昨年、国内において口蹄疫が発生し、終息までに4カ月余りを要したことが報道されたことは記憶に新しいところでありますが、本町においても大切な家畜を犠牲にすることのないよう、豊頃町家畜自衛防疫組合において整備する家畜防疫資材に対し助成を行い、万全の防疫対策を図ってまいります。

農村への移住定住化を進めるため体験住宅2戸を建設し「農ある暮らし」定住化対策に取り組んでまいります。

あわせて、本町への移住定住化支援策も本年度検討を行い、可能なものから実施し、人口の減少に歯どめをかけていきたいと考えているところであります。

政府は、本年6月にもT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加について判断すると表明しております。

このT P Pについては、参加国間の関税を原則撤廃することから、農業においては国内保護などの環境整備が行われない場合、本町の農業は壊滅的な影響を受け、町自体が存続の危機を迎えることとなります。農業団体はもとより町一丸となり、安易なT P P交渉参加について断固反対してまいります。

このほか、W T O、日豪のE P A交渉など農業は大きな試練を迎えておりますが、農業協同組合、農業委員会、そして関係機関と十分に連携を図りながら農業振興に取り組んでまいります。

イ 林業の振興

林業を取り巻く状況は、輸入木材の減少によって国産材が活用されてきており、町内にお

いてもカラマツ林の伐採が多くなっておりますが、山林は本町の一次産業であります農業、漁業にとって重要な役割を担っていることから、跡地造林の推進に努めてまいります。

民有林の造林推進策として、北海道及び町が21世紀北の森づくり推進事業を実施しているところではありますが、さらに事業費の一部について、豊頃町産業振興基金を支消して助成を行い、造林者の負担を軽減し、再造林の推進を図ってまいります。

木質資源の有効活用については、林地残材、河川敷地にある柳などの調査研究を進めており、燃料化とあわせて特に不足している家畜敷料としての利活用を検討してまいります。

町有林においても、造林や間伐などを計画的に実施するとともに、間伐等の作業が円滑に進むよう基幹作業路の造成を行ってまいります。

また、エゾシカなどによる農林業被害対策については、本年度も豊頃猟友会の協力により有害鳥獣駆除並びにエゾシカの一斉駆除を行い、林業、農業被害の拡大防止に努めてまいります。

ウ 漁業の振興

昨年の秋サケ定置漁は、異常高温の影響もあり、漁期前の予想に反して極端な不漁年でありました。

また、シシャモ、毛ガニについては、資源の安定利用のため資源管理型漁業を継続して取り組んでいるところであります。

このような状況の中、資源安定化を目的として大津漁業協同組合が実施しているサケの増殖事業、マツカワ、クロソイなどの栽培漁業に助成を行い、沿岸資源の拡大に努めてまいります。

また、水産物の荷さばき衛生管理対策として実施する粉碎氷製造施設等の整備に対し助成してまいります。

北海道が事業主体の広域漁場整備事業により、毛ガニ、タコ等の資源増大を目的として大津沖に大型魚礁の設置が行われており、本町沿岸漁業資源の増大を期待するものであります。

大津漁港につきましては、今後も安心して安全な操業ができるよう、漁港整備の早期完成に向け国に要望してまいります。

エ 豊頃物産直売所整備事業

茂岩市街入口とよころ物産直売所は、平成19年度にプレハブ小屋を移設オープンし、とよころ物産直売会が中心となって、農産物、海産物、その他加工品等を販売しております。年々購入者の需用も高まり、販売品目もふえ、売り場面積が手狭になり、また、イベント時には仮設テントを設営して行われているところであります。

これらイベントなどを含め、多目的な利用が図られるよう、平成22年度森林整備加速化・森林再生事業を予算補正し、繰り越し事業により、地域木材製品を使用した施設として新たに建築し整備してまいります。

この施設整備により、ゆったりとした売り場スペースが確保され、行楽シーズンやイベント時における来場者に対する販売環境が改善され、売り上げ増につながるものと大いに期待

しているものであります。

(3) 健康で心ふれあうまちづくり

ア 子育て支援

我が国では、少子化の進行は社会問題となっており、子供を取り巻く環境も大きく変化しております。

このようなことから、本町でも少子化対策はまちづくりの重要課題と位置づけ、子育て支援の施策を推進しているところであります。

子供の健やかな成長を願い、昨年度から引き続き次世代育成支援行動計画に基づき、「早朝・残児保育」、「学童保育」、「一時保育」、「子育て支援」、「乳幼児家庭の全戸訪問」などの子育て支援事業を「こどもプラザとよころ」において取り組んでおります。

なお、大津へき地保育所においては入所希望者がいないため、平成22年6月から休所しておりますが、23年度も引き続き休所することといたしました。

学童保育・一時保育については、土曜日も開設し、一時保育の対象児童をおおむね1歳以上の児童までに拡充して運営してまいります。

また、妊娠、出産、養育期における子育て世代が安心できる環境を整えるため、不妊治療への助成、妊産婦健診や中学校就学終了までの医療費の無料化、小学校に入学する児童の家庭に入学祝金を支給するなどの子育て支援を行ってまいります。

イ 高齢者福祉・介護の充実

今日、我が国は、世界でも最高水準の長寿国となり、高齢期は今やだれでもが迎えるといつてよい時代となっております。この傾向は、本町においても顕著で、平成23年1月末現在の住民基本台帳登録人口に占める65歳以上の割合は約34%に達し、超高齢化社会となっております。

このような背景の中、介護を必要とする方の状態や希望に応じた適切なサービスを総合的かつ効率的に提供し、居宅において自立した生活を継続することができるサービス体制の充実を図ることを重点とした第4期介護保険事業計画を策定し取り組んでまいりましたが、同計画も本年度最終年となりました。

このことから、町内の65歳以上の高齢者を対象に個々の状態に合った地域支援事業を実施するため、日常生活圏域ニーズ調査を行い、「今後どのような支援策が必要とするのか」などを的確に把握し、これらを反映した新たな第5期介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度）を策定してまいります。

これらの福祉の推進に当たっては、町内社会福祉法人等と連携を図りながら、充実したサービスが提供できるよう努めてまいります。

特に、町内において在宅介護を受けており、介護施設に入所希望する待機者が平成22年3月末現在で42名おります。この待機者解消のために、社会福祉法人豊頃愛生協会が「地域密着型特別養護老人ホーム」を茂岩栄町に建設計画しており、「豊頃医院」を核として「保健センター」、「健康増進センター」及び「こどもプラザとよころ」などの福祉施設がこの地域に集合され、本町の福祉行政の総合的な施策展開を図ることができることから、こ

の敷地を無償で貸しつけし、建設資金の一部を助成してまいります。

平成21年に消防法施行令が改正され、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターにおいては、平成23年度までにスプリンクラーの設置が義務づけられていることから、その設置費用の一部を助成してまいります。

福祉タクシー乗車券についても、高齢者等の足の確保のため、前年同様助成してまいります。

在宅における独居高齢者、高齢者世帯、認知症高齢者等が安心して生活できるよう、地域住民が一体となり見守る体制づくりを推し進め、しっかりと安否確認事業を実施してまいりました。この事業により、生活や身の上相談、助言及び援助を行い、事故防止、孤独感の解消、閉じこもりなどの防止に努めてまいります。

ウ 障害者福祉の推進

本町の障害者福祉は、障害のある方が安心して暮らせるよう豊頃町障害者福祉計画に基づき推進しており、その計画にある「豊頃町障害福祉計画」において、必要な障害福祉サービス量を推計し、自立支援給付や地域生活支援事業等により、障害のある方が自立した生活を送れるよう支援してまいります。

エ 保健の充実

住みなれた地域で安心して暮らすためには、日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる健康寿命の延長を図ることが必要であります。

本町では、疾病を早期に発見し、健康で生き生きと暮らせるよう、各種検診の助成を行っております。

検診料は、一部個人負担を願っておりますが、多くの方に受診を勧奨し早期発見・早期治療に努め、町民の皆さんの健やかな生活を願うものであります。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種は、本町では75歳以上の高齢者を対象としておりますが、慢性呼吸器疾患、多発性骨髄腫などの血液疾患、後天性免疫不全症などの方は、肺炎などの感染症にかかりやすく重症になりやすいことから、65歳以上の方について助成してまいります。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの接種については、推奨されているのは11歳から14歳ころまでとなっておりますが、国では、中学1年生から高校1年生までを補助対象者としたことから、本町においても国に準じた補助対象の基準年齢として接種を行い、全額（国2分の1、町2分の1）を助成して子宮頸がんの感染を防止し、予防を図ってまいります。

ここに記載はされておきませんが、現段階では全国的に予防ワクチンが不足しており、接種予定期日がおくれる見込みでございます。

ヒブワクチン及び7価肺炎球菌ワクチンの接種につきましても、4歳までに最高4回実施し、その全額を助成してまいります。

オ 医療の充実

町立豊頃医院は、開設以来20年経過し、医療機器の老朽化により治療対応が困難になることから、医療用画像管理システムを導入し、あわせてシステムと接続する機器を更新して

まいります。

これにより、詳細なデータを瞬時にデジタル化し、その画像も鮮明でわかりやすく患者に提供できることと、診断時間も短縮され、患者の皆さんの待ち時間の短縮にもつながるものと期待しているところであります。

カ 老人保健特別会計の閉鎖

本制度は、平成20年3月31日をもって廃止となりましたが、これまでの事務処理の整理の関係などから、平成23年度以降においてこれらの案件が発生した場合には、一般会計において処理することとして、老人保健特別会計は平成22年度をもって閉鎖することいたしました。

(4) 躍動感あふれる人づくり

ア 学校教育の充実と生涯学習の推進

学校教育においては、本町の未来を担う子供たちが、夢を持ち郷土を愛し社会の変化に対応のできる生きる力をはぐくみ、心身ともにたくましく健やかな成長を願い、よりよい教育環境の整備を図ってまいります。

また、少子高齢化、高度情報化が進展する中、町民ニーズに対応した文化・スポーツの振興と社会教育施設の整備充実を図り、「報徳のおしえ」を礎とし、町民が主体的に学び、助け合い協力し、学びの成果を地域に還元する生涯学習の推進が図られるよう、教育委員会と協議し教育行政を推進してまいります。

イ 地域間交流の推進

本町における地域間交流は、姉妹都市及び誘致企業との交流を主体として実施しております。

本年度は滑川市へ少年親善使節団を派遣し、相馬市から少年親善使節団を受け入れ、小学生の相互交流を継続して実施してまいります。

(5) みんなが力を合わせるまちづくり

ア 健全な行財政運営と職員の政策能力の向上

税を初めとする財源のあり方が繰り返し見直され、その上、地方自治体のあり方についても大きく変わろうとしているところであります。

国に財源を大きく依存する本町においては、持続可能な行財政構造や簡素で効率的な組織体制の確立に向けて、昨年策定いたしました「第5次豊頃町行政改革大綱」に基づいて取り組んでまいります。

本町の主な自主財源であります町税の収納率は、長引く景気低迷の影響により厳しさを増しておりますが、未納額の徴収強化に努め、税外諸収入金も含めてその収納率向上に取り組んでまいります。

役場が、時代の変化に対応しながら、知恵と行動力を持った組織として「町民のために働く役場」を構築していかなければなりません。

行政課題を的確に対応するためには、情報発信や町民ニーズの把握に努めるなど、庁舎内の横断的な連携を強化しながら、すべての職員が心を一つにしてまちづくりのために汗を流

し、取り組んでいくことで、より質の高いサービスが提供できるものと考えているところであります。

「この余で一番大事で一番難しい仕事は人を育てることである」と言われていますが、これまでの行政手法にはない新たな発想が求められるため、職員を積極的に研修に参加させるなど、政策形成や実務の能力向上に努めてまいります。

以上、平成23年度の町政推進に当たっての一端を述べさせていただきました。具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際に御説明申し上げます。

二宮尊親翁が北海道に新天地を求め、開拓のくわを振りおろされた地域が本町の二宮であり、理想郷建設を目指して興復社の事業が開始されたのが、今から110年前の明治30年代でありました。

「先駆者として開拓に苦勞はつきものだ、しかしその向こうには光がある、希望があるんだ」と辛苦に耐え、理想の村づくりに必死の努力を始められました。

本町の気候風土を生かす英知と確かな技術、そして開拓民の幸せを思う志がかたく結びついたこの果敢な挑戦は、今日の豊頃町の産業の礎となって開花したものであります。

私が思い描く「魅力あふれるまち・豊頃」への道筋は、決して平たんなものではありませんが、しかし、地域や町民皆さんが、身近のところから自分たちの暮らし、産業にかかわる小さな挑戦を始めることにより、それがつぼみとなり、やがて我が町に大きな花を咲かせるよう、私は町民の皆さんとともに手を携えて「ぬくもりと魅力ある協働のまちづくり」へのかじ取りをしっかりと努めてまいりたいと決意を新たにしております。

議員各位を初め、町民の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます、私の町政執行方針とさせていただきます。ありがとうございます。

●小野木議長 次に、平成23年度教育行政執行方針について説明を求めます。

前川教育委員長。

●前川教育委員長 平成23年度教育行政執行方針を申し上げます。

平成23年第1回豊頃町議会定例会の開会に当たり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会を初め町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

国は、教育振興基本計画に基づき、質の高い教育による厚い人材層の形成を図るとして、義務教育において新学習指導要領の本格実施に当たり、教員が子供一人ひとりに向き合う時間を確保し、子供たちの個性に応じたきめ細やかな教育を進めるため、昭和55年以来の学級編成の標準引き下げにより、小学校1年生の35人以下学級を制度化し、教職員定数の改善を図るとしてあります。

また、全国的な児童生徒の学力や学習状況調査（抽出）を実施し、教育施策の成果と課題の検証改善サイクルを確立するとともに、学校における児童生徒への教育指導を充実・改善するため、理数教育、外国語教育、道徳教育の充実を図るとしてあります。

北海道教育委員会は、本道の子供たちが変化の激しい社会の中でたくましく成長し、互いに助け合いながら新しい時代を切り開く「生きる力」をはぐくむ教育の質の向上に全力で取り組むとしてあります。

教育委員会といたしましては、国・道の教育施策及び本町の少子高齢化の状況を踏まえ、将来を

担う児童生徒の学力向上とその基本となる豊かな心、健やかな身体の育成に努め、町民一人ひとりが豊かで潤いを実感できる生涯学習を推進し、本町教育目標「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現に向け、次の教育施策を推進してまいります。

1 教育環境の整備充実

学校施設においては、小学校2校の体育館屋根改修及び塗装工事並びに中学校駐車場舗装工事を行うほか、施設の適切な維持に努め、児童生徒がよりよい環境で安心して学校生活ができるよう所要の整備を行ってまいります。

社会教育施設では、図書館情報システムを更新し、一層のサービス向上を図ってまいります。

また、教育費保護者負担の軽減を図るため、小中学校等修学旅行費用の一部助成と高等学校等就学助成を継続して実施してまいります。

2 学力向上、豊かな心と健やかな身体の育成

(1) 平成22年度の全国学力・学習状況調査は悉皆調査から抽出に変更となりましたが、本町は集計業務を北海道が行う希望利用方式で参加しました。

北海道は全国平均を下回る状況にありますが、本町は小中学校とも国語が全道平均とほぼ同程度、算数（数学）は全道を上回り全国とほぼ同程度でありました。

各学校は、それぞれの結果、分析による学習改善プランを作成し、児童生徒の基礎・基本の確実な定着を図るため、学習の指導方法や授業の工夫・改善によって学ぶ意欲を高めるよう努めるとともに、放課後や長期休業期間に補足的な学習機会を設けるなど、個々の取り組みをサポートする体制の充実を図ってまいります。

また、学習面の課題として明らかとなった家庭学習の定着を図るため、学校と家庭が相互に連携して学力の向上を図る取り組みを推進してまいります。

(2) 町民憲章、教育目標の基底となっている「報徳のおしえ」は、今日の社会的、制度的諸課題を解決するための指針ともなるものであります。

平成22年度に制定した「子ども報徳訓」は、子供たちが理解しやすく自ら実践することで生き方を確立していくことを期待するものであります。郷土を愛するとともに、将来を担う意欲や資質・能力を培うことを願い制定したものです。

今後も、家庭、学校、地域へ「子どもの報徳訓」の普及・啓蒙を図りながら、社会性の醸成や規範意識、基本的生活習慣の充実を図ってまいります。

また、総合的な学習の時間等において、職業体験等により町の産業や自然、歴史、文化を学び、ボランティア活動を通して地域との交流を図り、「報徳のおしえ」推進会議が作成した絵本「尊親さんの村づくり」の活用とあわせて、郷土を愛する心や思いやる心、豊かな感性を育ててまいります。

(3) 児童生徒の健やかな身体の育成のため、保健・体育の指導充実を図るとともに、家庭、学校、地域指導者の協力を得ながら少年団や部活動を支援し、体力向上と運動習慣の定着に努めてまいります。

また、望ましい食生活のあり方や朝食接種の重要性などについて、学校と家庭が連携した食育を推進するとともに、食への感謝や郷土の理解を深めるため、地場食材を活用したふる

さと給食を継続してまいります。

- (4) 学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等特別な配慮を必要とする障がいを持つ児童生徒の特別支援教育について必要な学級を設置するとともに、引き続き特別支援教育支援員を配置し、児童生徒一人ひとりの発達状況に応じた学習活動の支援を行ってまいります。

3 信頼される学校づくりの推進

- (1) 家庭、地域に信頼される学校経営には、校長の強いリーダーシップのもと、教育の目標達成に向け、教職員が組織として教育活動を展開し、期待と信頼にこたえることが常に求められています。

このため、学校評議員の意見を適切に反映するとともに、自らの評価や児童生徒評価を行い、改善方針を明確に実行してまいります。

また、学校活動に関する地域への情報発信により、地域と学校の交流を一層深めるとともに、多様化する情報社会に対応した情報モラル教育や生徒指導に努めるなど、児童生徒の安心と安全確保に努めてまいります。

- (2) 教職員の資質の向上を図るため、新学習指導要領等の専門研修や町内学校教育研究大会、管内放送教育研究大会を活用した授業研究に取り組むとともに、公開授業等による相互の指導力向上に、指導主事や教育推進員の指導助言を活用するなど、学校教育の基本である児童生徒から信頼を確実にし、教職員としての使命感の一層の向上を図ってまいります。

4 小・中学校連携教育の推進

義務教育9年間が系統的で連続した教育課程となるとともに、小・中学校間の円滑な接続を図るため、「報徳のおしえ」の授業を中心とした道徳の時間や総合的な学習の場において、連携教育の実践研究を進めてまいりました。

ことしから本格実施となる小学校の新学習指導要領を踏まえ、これまでの成果をさらに発展させるため、小学校間、小・中学校間の相互授業交流などにより、連続性のある学習指導・生徒指導のあり方について、引き続き調査研究に取り組んでまいります。

5 地域全体で子供たちを育てる体制づくりの推進

子供たちの多方面にわたる活躍は、町民にとっても夢や希望を持つ大きな力になります。これまでもPTAによる学校行事への協力、教職員やスポーツ指導者による少年団や部活動での熱意あふれる指導、地域の産業、文化団体による体験活動への協力など、子供たちの活動に対してさまざまな御支援をいただいております。

教育の分野における「報徳のおしえ」推進についての町民理解をより深めながら、特長ある地域の人的教育資源が学校支援に生かされる機運の醸成を図るとともに、これらの効果が一層発揮できる学校活動など、支援者と子供たちが相互に学び合えるよう学校支援地域本部の運営に努め、家庭・学校・地域が一体となって健やかな子供たちをはぐくむ体制づくりを推進してまいります。

6 とともに学び、ともに喜ぶ、心豊かな人づくりをめざす社会教育の推進

- (1) 学び続け、認め合う人づくり

町民一人ひとりが社会の変化に対応し、自己を高めながら生涯にわたり地域社会の一員として潤いある豊かな心を持ち続け、健やかで健康に過ごせることを目標として、各種の学習機会を提供してまいります。

幼児期においては、感性の芽生えを促すブックスタートや読み聞かせ、幼児芸術鑑賞会を実施し、青少年期には、関係機関団体等の協力をいただき、える夢キッズクラブ、通学合宿、姉妹都市少年親善使節団などの多様な体験活動を通して自立心や社会性を培うとともに、青少年芸術鑑賞会やスポーツ少年団への支援により豊かな心や健やかな身体の育成に取り組めます。

また、成人、高齢者が自主的に学ぶ、える夢出前講座、豊寿大学、生涯教育などの充実に努め、学ぶ者同志が集い認め合う機会を拡充するとともに、文化・スポーツ団体の活動支援を充実し、町民芸術鑑賞会や軽スポーツ・健康教室、学校開放等スポーツに親しみ、健康で心の潤いを高める事業を実施してまいります。

(2) 助け合い、きずなをはぐくむ町づくり

郷土の歴史文化に学び郷土への誇りを高め、共助の精神で地域連帯感を高め、家庭・学校・地域が協力し地域ぐるみで教育を支える人材の育成発掘に取り組んでまいります。

このため、子供たちに文化財や郷土資料を活用した郷土学習機会を提供するほか、地域づくり協議会が自主的に取り組む各種事業や文化協会が主催する文化祭、体育連盟等が主催するスポーツ大会等を支援し、地域の活性化やきずなが深まる交流会の充実に努めるとともに、各学校下を範囲とする家庭教育学級を開設し、家庭・学校・地域が子供たちをはぐくむためのそれぞれの役割、連携のあり方をともに学び理解を深める機会と学校支援の充実を図ってまいります。

また、社会教育を支える人材を育成するための指導者講習会や人材情報の収集提供に努め、多様な学習ニーズにこたえるとともに、芸術・文化・スポーツの各種大会等において優秀な成績をおさめた方々の功績をたたえるなど、一層の文化・スポーツの振興を図ってまいります。

(3) 学習拠点の整備充実

える夢館、図書館、総合体育館など、町民が気軽に安心して学習やスポーツに親しみ、充実感を得られるような施設の適切な維持管理を努めるとともに、各種情報の提供や相談にきめ細かに対応する体制の充実に努め、生涯学習活動がより活性化するよう施設運営を行ってまいります。

7 開かれた教育行政の推進

豊頃町の教育をより充実・発展させるためには、教育関係者のみならず、町民各位の御協力と相互の連携により推進することが大変重要であります。

教育委員会は、このことを踏まえ、みずから活動状況、計画推進状況等を点検評価し、教育施策の効果や課題を明らかにして、説明責任を十分に果たすよう努めてまいります。

以上、平成23年度教育行政執行方針を申し上げましたが、今後も学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興など最善の努力を傾け生涯学習の推進を図ってまいりますので、町議会を初め町民の皆様への教育行政に対する御理解と御協力をお願い申し上げます。

●小野木議長 これでは、平成23年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わり

ました。

2時15分まで休憩します。

午後 1時59分 休憩

午後 2時15分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、開きます。

◎ 議案第17号

●小野木議長 日程第13 議案第17号豊頃町議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議案第17号豊頃町議会の議決すべき事件に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会において議決すべき事件について定めようとするものであります。

第1条において、本条例の趣旨、第2条において、本条例により議会の議決に付すべき事件として、本町を含む十勝管内18町村それぞれが、帯広市との協定締結に向け事務を進めております定住自立圏形成協定締結に際し、その締結、もしくは協定内容の変更、または協定の廃止を求める通告に関して規定しようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものであります。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●小野木議長 日程第14 議案第18号豊頃町課設置条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第18号豊頃町課設置条例の一部改正について御説明いたします。

本町の課の設置は、時代に即応した組織機構を整備しながら随時見直しを行ってきております。本案は、事務事業の見直しや組織機構の見直しを行い、迅速な行政サービスと合理的かつ機能的な運用を図るため、組織機構の一部を見直すものであります。

現行の福祉課の業務のうち、児童健全育成に関する業務を分離し、子育て支援所として新たに所管するよう改めるものでありまして、この改正に伴い、関連条例の一部を改正するものであります。

第1条は、豊頃町課設置条例の一部改正であります。課の設置規定に子育て支援所を追加し、課の事務文書規定に福祉課の事務の一部を子育て支援所の事務として加える改正であり、第2条は、こどもプラザとよころの設置条例の一部改正であります。職員の規定中、館長を子育て支援所をもって充てる改正であり、第3条は、豊頃町立保育所条例の一部改正であります。職員の規定中、保育所の所長を子育て支援署長をもって充てる改正であります。第4条は、豊頃町立へき地保育所条例の一部改正であります。職員の規定中、所長は茂岩保育所長が管理していることから、所長を削る改正であり、第5条は、豊頃町エンゼルプラン策定委員会設置条例の一部改正であります。事務局の規定中、福祉課から子育て支援所に変更し、改正するものであります。

附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●小野木議長 日程第15 議案第19号豊頃町外通勤者助成金交付条例の制定についてを議題と

します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議案第19号豊頃町外通勤者助成金交付条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例は、本町に居住をし町外の職場に通勤する方で、学業の終了から就職、結婚を迎える年齢にある若者を対象とし、これからも本町に居住し、家庭の基礎を構築する年代に対して定住促進意欲の喚起を図ろうとするものであります。

第1条では目的、第2条では交付の対象者として、毎年4月1日の前日において満年齢が18歳に達し、同様に30歳以下の方。本年は、平成5年4月1日以前、昭和55年4月2日以降に出生した方が対象となります。

以下の各号において、住民基本台帳に登載され、なおかつ本町に居住されている方。対象者及び同居の家族において、町税等町に対する債務が完納されていること。以下、通勤の手段、学生によるアルバイトの除外及び町長が特に認める事項について規定をしているものであります。

3条では、助成金の額及び交付方法として、月額5,000円を豊頃町商工会発行の豊頃町商品券で交付をすることと定めております。

第4条では、助成期間及び基準日として、助成期間は4月から9月までを上半期及び10月から3月までを下半期の2期とし、それぞれの期別の基準日を9月15日及び3月15日と定めております。

第5条では、助成金の交付申請及び決定として、助成金を受けようとする場合の期限、上半期と下半期において通算して交付を受けようとする場合、申請の受理、不受理及び交付申請を受理した場合の交付の決定及びその通知等について規定をしております。

第6条においては、助成金の交付として、助成金として商品券を10月末日及び4月末日までにそれぞれ交付することを規定しております。

第7条では、助成金の交付の取り消し及び返還について、第8条では、交付台帳の整備について、第9条では、委任として条例の定めのない事項の規則への委任について規定をしているものであります。

附則第1項、施行期日といたしまして、本条例の施行期日は平成23年4月1日と定め、同第2項といたしまして、条例の失効において、この条例の期限を当面平成28年3月31日までの5年間で時限を定めようとするものであります。

以上でありますので、御審議のほどお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 これは助成金ということで規定していますがけれども、助成金というのは普通、現金ではないのでしょうか。商品券も助成金でよろしいのでしょうか。それと、対象者はどれぐらいを見込んでおりますか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答え申し上げます。

基本的に一般的に助成金と申し上げますと、現金がストレートに思い浮かべられると思いますけれども、本件につきましては、地元で通勤に要する、例えば燃料、あるいは生活に伴う経費に充当していただくというようなことで、地元での購買を目指す意味で、あえて商品券で対応させていただいております。

それから、対象につきましては、対象年齢の18歳から30歳までの方は380名ほど本町に在住されておられますけれども、大体この中の1割程度というようなことで積算をいたしまして、35名で、これは新年度予算の中で計上させていただくということで予定をさせていただいております。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 商品券でやることによって、町内の商店でしか使えませんから、町内の消費にすぐはね返るということはわかるわけです。ただ、それが決して悪いと言っているわけではないのです。何でもかんでも都合がいい、ちょっと言っていることが通じないかもしれませんが、すべてのことがパーフェクトになるということはありませんね。ですから、助成は現金でやるというふうにする。商工会の救済といいましょうか、それは別な角度でやる。そういうようなことで、何でもかんでも一緒というのは全く問題はないでしょうか。この条例の考え方というのは、すべていいように感じるのですけれども、どこかに問題があるのではないかなという思いがするわけです。その点についてはどうでしょう。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、御指摘されたことも私どもわかります。特に本町の人口減少率が国勢調査でも十勝では3番目ぐらいに実は高いわけで、人口が少なくなれば購買力、あわせて交付税等にも非常に影響されるわけで、何としても若者を定住させたいという気持ちなのでございます。

本来的には現金を支給して、その方の通勤に要する、個人個人全部にかかる経費は違いますから、本当は現金化をすれば一番いいのですけれども、仮に現金をやって帯広で買い物をされると我々の趣旨に若干反するものですから、大体、通勤用としてかかる経費、ものについては、町内である程度カバーできるのではないかとということで商品券にしたわけでありまして。

何でもかんでも商品券というのもいかなものかと言われるのはそのとおりかと思っておりますけれども、多分、受けるほうとしては現金をもらったほうが、同じ5,000円なら幅が広がりますので、しかし、先ほど言いましたとおり私どもの目的は、定住してもらい、そして商店街の購買力を上げるという両面から、そういった形で考えたので、ひとつその辺は御理解いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 言っていることは理解しますし、そのことも大切なことだと思います。ただ、町民との信頼関係というのは絶対大事だと思うのですよ。現金を支給してくれると言いながら商品券だったのかと。また現金だと、それこそ他町村で物を買う、確かにその心配はあります。ある種そういうふうになる可能性も大きいと思っておりますよ。ですけれども、商工会を救済するということ

は、もっと別な角度で考えるべきでないかなというふうに思うわけです。ですから、現金であげますよと、町内に居住してもらうための方策としてお金を差上げますよということにしてあげたほうが信頼関係として良いと思う。助成すると言いながら商品券なのかという思いを、後で持たれるというのは決していいことではないなというふうに思うものですから、そういうことでお伺いをしたわけです。もう一度、その点について。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 この条例の基本的なものは、何としても本町に定住して、本町からそれぞれ職場に通うというのが一番大きなねらいです。長谷川議員が御指摘される、それにかかる経費については少しでもということで、両方を兼ねた、商店街の活性化も兼ねておりますけれども、商店街の活性化については、単なる商品券だけで済まそうということはありません。これからもいろいろな角度から商店街の活性化は町を挙げて、行政もしっかりと考えていかなければならないというふうに思っております。議会が通って広報等でPRする場合には、あくまでも誤解のないように商品券という形でしっかり明記して連絡したいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

6番大谷議員。

●6番大谷議員 この条例は5年という期限を切っているわけですが、その5年という理由と、その後の考え方はどのように考えられているのかお聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 御承知のとおり、本年、国勢調査が全国一斉に実施されております。私どものベースになっている人口、あるいは年代別の数字も国勢調査の速報がベースになっております。5年後にも同じ調査が繰り返されます。この5年間をひとくくりとして、こういった事業、今後いろいろな展開を予定したいとは思っておりますけれども、まずそのとっかかりとして、この助成制度を足がかりにいろいろな形で事業の展開を図ろうと思っております。当面5年間をひとくくりとして、その成果を見きわめるというようなことでの5年間というふうに御理解いただきたいと思えます。

その後の展開につきましては、こういった定住促進に関連いたしましては、こういった通勤助成だけで効果があらわれるということでは考えておりません。詳細については、私の口から申し述べる立場ではありませんけれども、まずはお子さんを豊頃で生んで育てて、育てやすい、あるいは教育を受けやすい、それから多少不便はあっても豊頃において子育てをしてよかったと思っていだけるような、そういったような環境づくりが必要になってくると思います。住環境等も必須の要件ということになってくると思います。ですから、子育て支援と住環境、それから町外へ通うような方にとっても、豊頃は優しい町であるというような総体的な事業の展開が、今後必要になってくるだろうというふうに考えておりますので、これは、まずは第一段階の施策というふうに御理解をいただければ幸いです。

以上です。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 確かに次に続く継続性のある事業が次から次に必要になってくるということになると思います。それでなければ定住になっていかないと、この期限が終わったらいなくなるということでは困るのではないかなというふうに思いますが、その辺の考え方をもう一度お願いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほど長谷川議員のときにも答弁させていただきましたけれども、若い方が本町に定住していないというのが一番頭が痛いところで、決して一時的な目先でそういったものを解消する考えはございません。

期限を切るということは、将来、町のあり方、財政のあり方が非常に流動的なものですから、今、5年間についてはある程度試算できると。しかし、その先については社会環境がどうなるかわかりませんし、逆にこれが起爆剤になって、今、課長からも答弁しましたけれども、子育て支援を兼ねて通勤の一部、助成もいただけるということで、逆に今度はこちらのほうに入ってきていただけることが、一番私どものねらいであります。したがって、これからもある程度、5年区切りでどのような方法がいいか検証しながら、積極的に前向きに事を進めたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 ほかに。

5番大崎議員。

●5番大崎議員 この提案について質問が数名からありましたが、若干そういう点から理解はおおよそできましたし、この条例そのものについての目的、意義というのは非常に価値あるものだなという感じを受けとめております。

そこで、気のついた点といたしますか、この点の考え方はどうかというところがひとつございましたらお聞かせいただきたいのですが、今、町長並びに担当課長からの答弁説明の中で、目的とした対象者というのは若年層をターゲットにしているなというところの受けとめをしました。しかし、それには条例ですから、何らかの規定をしなければいけないということで、満年齢が18歳以上の30歳以下、この30歳以下というところにちょっとこだわるのですが、30歳ということになると、今の結婚層の年齢というのは大体30に近いのです。その中で、義務教育が9年間で、高等教育を受けていくということになると、9年と3年の12年ということを見ると、親の年齢幅をもう少し広げてはいかかなというところを感じました。その辺の条例制定のための協議はされていると思うのですが、その辺も柔軟的に考えがあったのかどうなのかということをお聞きしたい。

それからもう一つは、第2条の第1項第2号に以下町外通勤実績とありますが、これはどのようにして確認をするのかなというところが、実務的なことですが、ございましたらお聞きしたいと思います。

それと、先ほども議論されておりましたが、月額5,000円というと、年間、上半期、下半期で6万円になりますよね。このことについての議論が、商品券はどうあるべきかという議論をされていましたが、私はその辺で、これは対象者が今回1割の35名というところの係数を把握しているのであれば、その辺、モニター化されたかどうかというところを、もしございましたらお聞きした

いと思います。

まず、3点についてお願いできますか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答えを申し上げます。

事務レベルでも18歳、高校を卒業されて十勝管内、特に豊頃町を中心とした近隣町村に通われる方をターゲットにしたいということで、18歳以降については、これは広く御理解をいただきやすい部分だと思うのですが、上限の30歳につきましては、確かにおっしゃるとおり、結婚年齢が非常に遅くなっているという部分では、35歳、あるいは40歳に近い年代の方も対象には考慮すべき範疇にはあるのかと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、今回につきましては当面5年間、一応、結婚年齢を30歳までというようなことで大枠であります但し区切らせていただいて、30歳で一端切った中で当面様子を見たいということで、特に豊頃町から近隣町村へお通いになる方の対象者としては、高校を卒業されてストレートに就職される方が多いのではないかと考えています。

それと、大学へ通うために一端町外へ出られた方は、基本的に官公庁、あるいは農協以外にお勤めの方は、ほとんど都市部のほうに就職をされるという意味で、豊頃にお住まいではないという実態も相当あると思います。そういった意味で、当面18歳から30歳までの方に限定をさせていただいた経過がございます。

それから、通勤の確認でございますけれども、上期4月から9月につきましては、10月に会社から通勤実績証明書を添付をしていただいたうえで、申請をいただきます。なお、後期についても同じように、3月の末までに下期分の通勤実績の証明を会社でいただいたうえで申請をしていただくというようなことで確認をさせていただくというように考えております。

モニターという意味が、私ちょっと読み取りづらかったのですが、例えば1割と限定して35名というようなめどを立てた根拠という意味のモニターということでしょうか。たまたま国勢調査が今年実施されたという形の中で、国勢調査の一部調査表については、私ども参考にさせていただいておりますが、個別にすべて閲覧をできる状況のそういった内容の書類ではございませんので、あくまでも私どもは確率的に380名程度がいらっしゃる中で1割程度で様子を見たいと。もし、不足が生じた場合には、一定レベルの時期を見て議会には追加の御提案をさせていただくようになるだろうというようなことで取り組ませていただいております。

以上です。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 私の質問が的確にとられていないかもしれませんが、モニター化というのは、おおよそアバウト的に380の中の1割という説明だったものですから、その中の町民、現在在住している方を無作為にピックアップをして、その方々にモニターをお願いした実績があるかないかということの質問だったのです。そういうことがなされていなければなされていないということで結構です。

もう一つは、今、課長が説明していただいた中の町外通勤実績の把握、確認をするために会社側という表現を今使いました。会社側ということになると、今回このような新しい条例を制定し、執

行されるにあたり、協力していただける会社、このことについてのアクションというのは、もう既になされて、あるいは、これから新たにするのか。なぜかという、勤務されている、就労されている社員、職員というのは、その会社の勤務規定がありますが、通勤手当を支給している会社もあります。あるいは、それがゼロの場合もあるかもしれません。そういうようなことからいきますと、本町では新しい条例の中でそれを執行しようというところの、相手側の勤めている企業に対しての協力を必要だと私は思います。その辺のことも一応内部議論されていると私は思いますが、もしそういうようなことも、今後まだこれから実行に移す段階であるというのであればそのことでも結構ですが、その辺の内容についてお聞かせいただけますか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 まず1点目、モニターにつきましては、実際そういった方々を抽出して御希望を聞くというようなことは行っておりません。それと、会社への協力要請ということでもありますけれども、たまたま私、会社という言葉を申し上げましたが、例えば、農業生産法人であったり、コンビニエンスストアであったり、いろいろな場面が想定されると思います。その中で、私ども認識が甘いかもしれませんが、雇用する側と雇用されている方、今回は雇用されている方に私どもは御支援をしたいということで、雇用されている方が雇用主に対して、豊頃町でこれこれこういう支給を受けるので通勤証明をいただきたいということをお願いしたときに、雇用主に拒否されるという想定は私どもしておりませんので、そういった意味では、私どもから直接、対象者が雇用されている会社に、これこれこういうことでお金を支給しますので御協力をいただきたいという要請をする立場には私どもはないだろうというように考えています。

それともう1点、この助成金を支給することによって、民間で既に支給されている通勤手当がカットされるようなことがあってはいけないということも想定をしております。ですから、雇用主に対しては、あくまでも通勤手当を豊頃町が補てんしているということではなく、豊頃町にお住まいの方に御支援をしていますというような理解をいただくような内容のものにしていかなければならないというふうに考えています。

以上でよろしいですか。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 この件については最後になりますが、総合的に言って、この条例というのは、私は積極的に推進すべきだと思っています。それには、やはり一つの試行錯誤が必要だと思いますので、その辺を含み込んで、今後についていろいろとハードルがあると思うのです。今、課長の言ったとおりです。相手方の企業も、よかれと思って、なかなかそうは受けとめてくれないという場合もあるかもしれません。あるいは、本町に対しても、新しい若年者確保のための定住促進計画、それには全面的に協力するという事業主、あるいは雇用主もいるかもしれません。ですから、その辺は、ケース・バイ・ケースだとは思いますが、このことが今後、時限条例であっても、将来的には私は本町の政策として町長が強く、本日の執行方針にもあるように、これは大事にして大きく育てていっていききたいと、住民の一人としてそう感じるところでありますので、今後、この考え方についても、いろいろと改めて町長の考え方をお聞きして、この件についての私の質問はとめたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、できればこれが起爆剤になって、本町に住んでみたい方がよそからこちらに来られれば一番いいわけでありますけれども、とりあえず条例をつくりまして、その条例に基づいてある程度運営し、恐らくいろいろな困難にぶつかると思います。その都度その都度、試行錯誤をしながらも、基本的なものは忘れずにしっかりと守っていきたいと思っておりますし、通勤が事実確認を認めれば、無理して会社から証明をもらわなくても、ある程度証明できる方で代行的なものでも、できるだけ事務手続を簡素化にして、もちろんそういった不正等がもし出ればしっかりただしていきたいと思うけれども、いずれにいたしましても、私の町が大好きで、私の町に住んでくれる方については、こういった方法で今後とも頑張っていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

●小野木議長 日程第16 議案第20号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第20号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、平成22年度の人事院勧告に基づき、1月60時間を超えた時間外勤務手当の100分の25の割増制度の基礎となる時間の算出に当たり、休日勤務も含めることとしようとするものであります。

また、あわせて、機構改革などによる職務の変更に柔軟な対応をするため、給与別標準職務表を規則に委任するものであります。

よって、豊頃町職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、本条例第3条において、給料表、給与別分類表「、別表第3」を「、規則で定め

る」に改め、第12条第2項中において「、別表第4」を「、別表第3」に改め、第13条第4項中において、時間外勤務手当の割り増しに係る休日勤務の除外規定を削除、別表第3を削除し、別表第4を別表第3とするものであります。

附則として、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いします。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

●小野木議長 日程第17 議案第21号豊頃町はるにれ友遊館条例の設定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議案第21号豊頃町はるにれ友遊館条例の設定について御説明を申し上げます。

この条例は、市街地における空き店舗対策及び活性化に向けた再利用を目的として、平成22年度森林整備加速化・林業再生事業により補助を受け建設をいたしました。

豊頃町はるにれ友遊館、通称ゆうゆう館の設置及びその管理について必要な事項を定めようとするものであります。

第1条では目的を、第2条では名称及び位置として、名称を豊頃はるにれ友遊館とし、所在地を茂岩本町26番地と定めるものであります。

第3条では使用の許可について、第4条では使用の不許可について、第5条では使用の停止または許可の取り消しについて、第6条では使用料として別表による使用料の設定及び公共的利用、または町長が認める場合の減免について規定をしております。

別表をごらんいただきたいと思います。別表における使用料に関して、喫茶スペース及びオープンスペースについての利用は、団体における利用料を想定をしております。喫茶スペースでは、その運営が町内の団体のみを想定し、その団体が福祉団体、特に社会福祉法人及びこれに準じる団体の場合については無料と規定をしております。また、オープンスペースについては、町内及び町外

の団体が占有する場合に有料として、さらに、その場合の利用料が、興行、商品展示、販売等の営利を目的とする場合の加算についても設定をしており、個人での随時の利用については無料と設定をしております。

それから、サークルルーム及び食品加工室については、それぞれ1日利用での個人及び団体料金と年間利用に関しての個人利用料を表のとおり設定をしたものであります。これらの料金は、類似施設として茂岩山の管理棟における使用料等を参考にさせていただいております。

条例本文にお戻りをいただきたいと思いますが、7条では使用料の納期について、第8条では使用料の還付について、第9条では管理の委託として、町内の団体に対して施設の管理を委託することが可能であると定めております。第10条では、損害賠償として、使用者の責任に期する損害についての賠償責任について、第11条では委任として、条例に定めのない事項の規則への委任について規定するものであります。

附則として、本条例の施行期日は平成23年4月1日と定めるものでありますので、以上でありますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 何度も説明受けて皆さんとお話をしてここまで来られたことについて、ここでこういうことを言うのは心外かもしれませんけれども、この建物の場所といいたまいますか、友遊館が今ある場所というのは本町の中心街であります。ですから、多くの皆さんが利用していただけるといいたまいますか、そこが最も大事ではないかと。ですから、そのためにどうしたらいいのかというのは、利用しやすいということが大事なことではないかと思うわけです。

ですから、条例は絶対必要でしょうし、料金設定も必要でしょうけれども、とりあえず年配の人がそこに来て、お嫁さんですとか家族の人と待ち合わせの場所に使うですとか、そういうようなことをできるようなスペースといいたまいますか、ここにオープンスペースというのが用意してあるようでございますけれども、町内の方が気楽に利用できるといいたまいますか、そういうことが絶対大事なことではないかと思うのですけれども、ここまで決めていただいて非常に申しわけないのですが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 議員も御承知のとおり、何回も御説明をさせていただいた中で、喫茶スペースについては、確かに飲み物等は有料ではございますけれども、気軽にお使いいただけるような範囲の料金設定になろうかと思っております。当然、コミバス等の待合いとしての利用も将来可能になっていくだろうと考えております。それから、フリースペースといいたまいますか、オープンスペースにつきましては、先ほども申し上げたとおり、団体が占有をして御商売をするというような場合には、あくまでも有料になりますけれども、個人の方が、例えばお隣のお店でドーナツを買って、ちょっとそこで食べると、そういったテーブルですとかいすも用意させていただきますし、テラスも屋外の部分で御利用いただけるように想定しております。そういった方々については、一切料金をいただく予定はありません。喫茶が開店中につきましても、トイレ等も外から自由にお使いいただけるということで想定をさせていただいておりますので、今、議員御心配のことにつきましては、私どもで

きるだけ配慮はさせていただいているというように考えているところではあります。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 そのとおりだと思うわけです。そのことが大事なことだと思うのです。ただ、こういうふうに町民の皆さんにお知らせすることによって、非常にかたく感じるわけですね。ですから、ざっくばらんに、どこで切るかということは難しいでしょうけれども、今、課長が説明したように、どうぞお菓子でも何でも、そこにスペースがありますからお休みくださいというような、そういう砕けた利用の促進をお願いするということが、ここが大事だと思うわけです。ですから、その点について、何かお考えがありますかどうかお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 これは運用の段階で私どものスタンスの問題だと思います。ですから、私どもが、この施設をいかに使っていただくかというアピールであったり、PRとする部分で、おわかりをいただけるような易しいお言葉で、砕けたお言葉で御説明をすれば御理解をいただけるのかなという部分で、回答になっているのかどうかわからないですけれども、私どもつくった側も相当根性を入れて今回対応させていただいていますので、あそこが常に閑散としているということは、私どもにとっても非常につらいこととなります。そういった意味では、私ども担当課としては、できるだけお使いいただきやすいような運用を図っていかねばならないということでは考えております。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいまの説明で、以前から説明を受けておりますので大体のことは理解しているのです。ただ、この中で、喫茶スペースというものがございまして、その中で、社会福祉団体が主に運営に当たるといような形になってございます。これは、先ほど町長の施政方針の中では、手をつなぐ親の会が主体になるということとございまして、これらについて、実際に手をつなぐ親の会の方とのお話し合いもされているのだらうと思います。そういう中で、この中で見ますと、トイレの清掃等についてもその団体がやるようになってございますが、これらについて、町としてどのくらいの予算を持って対応されるのか。その辺について、十分、手をつなぐ親の会との詰めもしていらっしゃると思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 御質問にお答えさせていただきます。

これは、あす以降の新年度予算の中で御説明を必要とする部分だと思いますけれども、月額4万円、年額で48万円の委託料を計上させていただいております。内容的には議員おっしゃったとおり、室内外の清掃、あるいは管理敷地内の清掃、それからトイレの清掃、会場施設、電気、火の始末というようなことで、大ざっぱでありますけれども内容的にはそういうことになっております。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 これらの施設の開設ですけれども、毎日開設するという考え方で結構なのか。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 これにつきましては、まだ決定には至っておりませんが、月曜から金曜までの5日間ということでお考えのようであります。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 手をつなぐ親の会とでは、もう合意に達しているのですね。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 公共施設でありますので、ある程度責任を持った方ということで、これまでも過日、親の会の方々が六、七名来まして、非常に楽しみにしておりますし、期待もされております。特に、障がいを持った親御さんは、子供さん方がそういう場所に出る、そしてみんなと一緒に手伝う、働くという行動が好ましいということで、先ほども長谷川議員がおっしゃったとおり、本当に気楽にだれでも入れて、いつでもできるような体制をとりたいと思いますし、一つの公共施設を使う場合については、あくまでもルールとしては、ちょっと冷たいようなルールですけれども、基本的なものだけは数字を入れて、あとは町長の裁量である程度、ここになくても利活用できるようなものは担当課で話して十分できると思うけれども、あくまでも基本的な問題。そして、今言った維持管理についても、親の会が積極的に参加をするという形で、私ども大変期待しているし、そういう方々の場所として利用されることも大変うれしく感じているところでございます。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

3時15分まで休憩します。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、再開します。

◎ 議案第22号

●小野木議長 日程第18 議案第22号豊頃町営土地改良事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

金川産業課長。

●金川産業課長 議案第22号豊頃町営土地改良事業分担金徴収条例の制定について御説明いたします。

この条例制定につきましては、土地改良法に基づかない事業の分担金の徴収を定めるものとして、1月に一般会計補正予算（第6号）で議決いただいた繰越明許費で実施する農業活性化緊急基盤整備事業、暗渠排水事業でございますが、この事業については土地改良法に基づかない国の補助事業のため、現行の豊頃町営土地改良事業経費賦課徴収に関する条例が当てはまらないため、新たに分担金徴収条例を定めるものであります。

第1条では、この条例の趣旨、第2条では分担金の徴収者を、第3条では分担金の額を、第4条では分担金の賦課徴収方法を、第5条では分担金の減免もしくは免除等について、第6条では延滞金の徴収等について、第7条では委任について定めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでありますので、よろしく御審議願います。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第23号及び議案第24号

●小野木議長 日程第19 議案第23号北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び日程第20 議案第24号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題とします。

議案第23号及び議案第24号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第23号北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第24号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括御説明いたします。

本案は、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村議会議員公務災害補償等組合員に広域紋別病院企業団が新たに加入することとなったことに伴いまして、当該組合を組織する地方公共団体に追加する必要が生じたことから、それぞれの一部事務組合の規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定

めるため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、議案第23号及び議案第24号の規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日からそれぞれ施行するものでありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 議案第23号北海道市町村総合事務組合规約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号北海道町村議会議員公務災害補償等組合规約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第1号

●小野木議長 日程第21 同意案第1号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第1号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

す。

本案は、平成23年4月21日をもって任期満了となります次の者を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

住所は、豊頃町大津元町34番地、氏名は川村重幸氏であります。

なお、任期は平成23年4月22日から平成26年4月21日までの3年間でありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は同意することに決定しました。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 3時22分 散会